

求職者支援室は、

「地方訓練受講者支援室」 になります

地域の人材ニーズに応えられる人材育成の促進を図るため、

①地域全体での最適な訓練コースの設定、②ハローワークでの適切な受講あっせん、③訓練施設と連携した就職支援を一体的に行う組織が必要なことから、

平成26年4月1日から「求職者支援室」が組織拡充され、

「地方訓練受講者支援室」に 名称変更

します。

▼業務内容▼

訓練受講者の
職業紹介及び
職業指導に
関すること

訓練受講者の
職業の安定に
関する政策の企
画及び立案に
関すること

公的職業訓練の
受講あっせんに
関すること

求職者支援
制度全般に
関すること

認定職業訓練実
施基本・付加奨
励金支給申請に
関すること

お問い合わせ

栃木労働局職業安定部 地方訓練受講者支援室

028-610-3558